

第3次実施計画（素案）

（政策）

目 次

I 活力あるしまね

1. ものづくり・IT産業の振興	3
2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	4
3. 観光の振興	6
4. 中小企業・小規模企業の振興	7
5. 雇用・定住の促進	8
6. 産業基盤の維持・整備	9

II 安心して暮らせるしまね

1. 安全対策の推進	13
2. 健康づくりと福祉の充実	15
3. 医療の確保	16
4. 結婚・出産・子育て支援の充実	18
5. 生活基盤の維持・確保	20

III 心豊かなしまね

1. 教育の充実	25
2. 多彩な県民活動の推進	27
3. 人権の尊重と相互理解の推進	29
4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	30

I 活力あるしまね

政策 I—1 産業振興(1)

ものづくり・IT産業の振興

目 的

- 国際的な競争力のある裾野の広い、ものづくり産業を創出するとともに、IT産業の育成・誘致を戦略的に推進し、生き生きと働くことのできる雇用の場を拡げ地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 国内の製造業は、国内市場の縮小や、大手企業を中心とする海外への生産機能の移管、グローバル競争の激化など厳しい経営環境にあるため、県内ものづくり産業は、国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力等の向上に努め、一層競争力を高める必要があります。
- IT産業は、クラウド・コンピューティングの進展、開発スタイルの多様化による価格競争の高まり等を背景に、自社商品・サービスの開発を軸にして、多様化・高度化する顧客ニーズ等に対応した、より収益性の高いビジネスへ転換していく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 製造業においては、国際的な競争力を高めるため、県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーション（経営・技術の革新）を促進するとともに、新たな技術、製品等の開発による新産業や新事業の創出に取り組みます。
- IT産業においては、県内各企業の得意業務分野でのシステム開発や Ruby を始めとするオープンソースソフトウェア（OSS）を活かしたビジネス手法の習得に取り組むとともに、自社固有の商品・サービスの構築や高度 IT 人材の育成を進めます。
- 企業立地においては、県内での取引拡大や雇用の増加など波及効果が大きい製造業の新規誘致や増設、アイデアと技術によって地理的ハンディを克服できる IT 企業の県内集積を一層進めていきます。

県が実施する施策

- ① 企業の競争力強化
- ② 新産業・新事業の創出
- ③ ソフト系 IT 産業の振興
- ④ 企業立地の推進

政策 I — 2 産業振興(2)

自然が育む資源を活かした産業の振興

目 的

- 高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を育成・確保し、地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、安全で安心な食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
- 県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。
- 環太平洋経済連携協定（TPP）が大筋合意に至ったことから、政府では、「TPP 関連大綱」を決定し、TPP 関連施策の検討が進められています。県としても、国の施策も踏まえながら、県内の農林水産業が国内外の産地間競争に対応できるよう、島根の特性に応じた対策を戦略的に講じていく必要があります。
- 林業の分野では、林業従事者の若返りや積極的な設備投資による木材産業の強化、原木生産量の増加などの前向きな動きが見られます。
- 地域の特徴を活かしたブランド製品づくりや多様な流通・販売の促進などにより、競争力のある農林水産業経営を持続的に展開していく必要があります。
- 地産地消においては、県民が県産品を優先的に購入する意識が高いとは言えないなどの課題があります。消費拡大に向けて、事業者や県民による積極的な取組みを進めていく必要があります。
- 近年、新規就業者や農業法人が増加しつつあり、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも新規就業者支援や農業経営の法人化支援など担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 島根の自然が育む安全で安心な農林水産品の生産から加工・販売に至る一貫した取組みを、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
- 消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特徴を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
- 安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくり、必要な基盤整備と施設の機能保全対策を推進します。
- 農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
- 食に関する情報発信により地産地消の理解を深めるとともに、地元食材の利用拡大に向けた取組みを進めます。
- 意欲のある担い手の育成・確保に向けて、新規就業者支援など必要な担い手対策を行なうとともに、地域の実情に即した取組みを進めます。
- 担い手が安定的に経営発展していけるよう農業経営の法人化を推進します。

県が実施する施策

- ① 売れる農林水産品・加工品づくり
- ② 県産品の販路開拓・拡大の支援
- ③ 農林水産業の担い手の育成・確保

政策 I — 3 産業振興(3)

観光の振興

目 的

- 島根の魅力を最大限に活かした観光地づくりと積極的な情報発信により、国内外からの誘客を促し、観光を振興します。

現 状 と 課 題

- 島根県の平成 26 年の観光入込客延べ数は 3,321 万人、観光消費額は 1,367 億円で、10 年前の平成 16 年と比較すると、約 32%、約 36%それぞれ上昇しています。
- 平成 25 年の出雲大社「平成の大遷宮」を契機に観光客が増加し、本県において観光は主要な産業のひとつとして今後も大きな成長が期待できます。
- 旅行スタイルが多様化し、個人旅行中心に変化した昨今、本県独自の豊かな自然と古（いにしえ）から続く歴史・文化を活かしたテーマ性のある観光商品の創出と、訪れた観光客に「本物」の価値を体感していただくための地域の魅力づくりが必要です。
- 近年、島根を訪れる外国人観光客数は増加していますが、海外での認知度がまだ低く、県内には海外からの直接的なゲートウェイがないため、全国に比べると伸びはまだまだ弱い状況です。今後、さらに増加が見込まれるため、隣県等と連携した情報発信、誘客活動、受入環境の整備などの早急な対策が必要です。

取 組 み の 方 向

- 国宝の出雲大社・松江城・神魂神社、世界遺産の石見銀山、隠岐世界ジオパーク、日本遺産の津和野、たたら製鉄の遺構など、「本物」の価値を感じることができる島根県独自の魅力ある資源を活かし、地域や民間事業者が主体となって行う旅行商品の創出と、その定着に向けて様々な支援を行うとともに、二次交通の整備やガイドの育成など受入環境の整備を地域と共に推進します。
- タレントやキャラクターを活用したプロモーションの展開や、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなどの様々なメディアを活用したPRなどにより、島根県独自の魅力を、国内外に向け積極的・戦略的に情報発信していきます。
- 外国人観光客の増加に向け、ターゲットとする地域ごとに対策を検討し、隣県等と連携した海外プロモーション活動の強化や受入環境の整備などを推進します。

県が実施する施策

- ① 地域資源を活用した観光地づくりの推進
- ② 情報発信等誘客宣伝活動の強化
- ③ 外国人観光客誘客の強化

政策 I — 4 産業振興(4)

中小企業・小規模企業の振興

目 的

- 独自の技術や特色のある商品を持つ中小企業・小規模企業の新たな取組みを支援するとともに、経営基盤の強化や円滑な事業承継を図ることにより、力強い産業活動を推進します。

現 状 と 課 題

- 島根県の経済構造は、公共事業など公的分野への依存度が高く、民間需要が好転した際の効果を受けにくく、さらに、県内企業は、9割以上が中小企業であり、その8割強が従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の小規模な企業です。
- 小規模企業では、経営者の高齢化がより進行しており、事業の存続が困難な状況にあります。
- 経済活動のグローバル化や国内・地域内市場の縮小などの影響は、県内企業にも及び、厳しい経営環境が続いており、経営悪化や後継者不足による事業閉鎖・廃業する企業が増えることが懸念される一方で、収益を伸ばす企業があるなど二極化の様相を呈しています。
- 建設産業においては、公共工事削減等の影響から、非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、異分野進出などによる経営の革新が求められています。
- 中山間地域や離島を中心として、過疎化・高齢化による商店の廃業が進んでいます。

取 組 みの 方 向

- 「中小企業・小規模企業支援計画」を策定し、地域の中核を担う意欲と能力のある企業を育成するとともに、中小企業・小規模企業の経営改善や自立化、事業の安定化に向けて、県と商工団体が連携して、きめ細やかな経営支援を実施します。
- 新商品開発・販路開拓など経営革新に向けた新たな取組みの促進を図っていきます。さらに、経済変動等に適切に対応した資金を創設し、資金調達の円滑化に取り組みます。
- 建設産業が異分野に進出するために行う調査研究や販路開拓、初期投資などに取り組みます。
- 長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された優れた技術などの経営資源が引き継がれるよう、円滑な事業承継に向けて取り組みます。
- 地域における商業機能の維持に向け、市町村や商工団体など地域が中心となって取り組みます。

県が実施する施策

- ① 経営革新及び経営基盤の強化への支援
- ② 円滑な事業承継の推進

政策 I—5 雇用・定住の促進

目 的

- 地域の産業が必要とする人材の確保や人材の育成・定着を進め、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の雇用情勢は改善傾向が継続しており、近年の有効求人倍率は全国平均を上回る水準で推移しています。こうした状況の下、人材不足が深刻化している業種も増えてきている状況です。
- 生産年齢人口の一層の減少が予測される中、県内経済の活力を維持していくためには、産業界が必要とする人材を確保していくことが必要です。
- 企業活動の維持・拡大を行う上で必要な専門的な技術・技能や知識を持つ人材が不足するとともに、若年者の離職率が高い状況にあります。
- そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組みが一層重要となっています。
- 雇用形態や就業形態の多様化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談の内容も複雑多様化しています。
- 人口の減少と少子高齢化が引き続き進んできており、地域を支える担い手の確保、とりわけ若者の定住が課題とされています。
- 県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 み の 方 向

- 若年者・中高年齢者・障がい者等に対する幅広い就職支援を行うとともに、地域産業に必要な人材の確保や県外に転出した若者の県内就職を進めます。
- 地域や産業界等と連携して、企業ニーズに対応できる人材の育成と職場定着に取り組めます。
- 多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境に向けた取組みを推進します。
- U I ターン希望者が求めている雇用など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村やふるさと島根定住財団・関係団体・企業、地域住民等が一丸となり、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの人が定着し、長く住み続けてもらえるよう取り組みます。

県が実施する施策

- ① 雇用・就業の促進と人材の確保
- ② 人材の育成・定着
- ③ U I ターンの促進

政策 I — 6 産業基盤の維持・整備

目 的

- 産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 大都市圏から離れている島根にとって、高速交通は、産業の振興を図る上で極めて重要です。
- 山陰道の供用率は未だ 56%であり、早期の整備が求められています。
- 航空路線については、観光振興、企業誘致、地域産業の振興や人・物の交流拡大を図るための基盤であり、県内 3 空港の利用を促進しながら、大都市圏等との路線を維持・充実していく必要があります。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港、境港について、拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 山陰道の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備や、ポートセールス等を強化します。
- 境港については、中海圏域の産業振興、観光振興を図るため、共同管理者である鳥取県と連携し、施設整備、ポートセールス等を行います。

県が実施する施策

- ① 高速道路網の整備
- ② 航空路線の維持・充実
- ③ 空港・港湾の維持・整備

Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ—1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

- 多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。
- 東日本大震災等を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害等に備えた県の防災体制の充実が課題となっています。
- 福島第一原子力発電所事故後施行された国の新規規制基準や原子力災害対策指針等を踏まえ、原子力発電所の安全対策及び防災対策を充実・強化し、地域住民の安全安心を確保していく必要があります。
- 県内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、悪質巧妙化する特殊詐欺等の発生や、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪等の新たな脅威に対処していく必要があります。
- 交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。
- 消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。
- まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。
- 冷凍食品への農薬混入事件、食品の産地や品質、賞味期限等の偽装表示の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。
- 広域的大規模災害や津波災害等に対応できるよう県地域防災計画を見直します。
- 本県には、現に島根原子力発電所が存在していることから、県民生活の安全安心を確保するため、放射線等の監視や情報提供及び防災対策の充実・強化を図っていきます。
- 各種犯罪対策の強化、県民との協働による地域防犯活動、交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
- トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。
- 生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

県が実施する施策

- ① 危機管理体制の充実・強化
- ② 消防防災対策の推進
- ③ 原子力安全・防災対策の充実・強化
- ④ 治安対策の推進
- ⑤ 交通安全対策の推進
- ⑥ 消費者対策の推進
- ⑦ 災害に強い県土づくり
- ⑧ 食の安全の確保

政策Ⅱ—2 健康づくりと福祉の充実

目 的

- 全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

- 子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。また、島根県の自死者数は減少傾向にありますが、自殺死亡率は全国平均より高い水準で推移しています。
- 高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、関係者が連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供できる仕組みづくりが課題となっています。
- 障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。
- 人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 み の 方 向

- 子どもから高齢者まで全ての県民が、健康づくりや生きがい活動への意識を高め、心も身体も健康でいきいきと生活できる仕組み・環境づくりを進めるとともに、総合的な自死対策を推進します。
- 高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取組みを進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を進めるとともに、障がい者の自立に向けて、地域生活への移行や就労を推進します。
- 県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けられることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

県が実施する施策

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域福祉の推進
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 障がい者の自立支援
- ⑤ 生活衛生の充実
- ⑥ 生活援護の確保

政策Ⅱ—3 医療の確保

目 的

- すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

- 75歳以上の高齢者の増加に伴い医療費が増大していくことが見込まれ、持続可能な社会保障制度を確立することが求められる中、平成26年に医療介護総合確保推進法が成立し、病床機能の分化と連携を促進し効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療を推進し「地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととなりました。
- 島根県においては、離島や中山間地域、特にここ数年は県西部における医師不足の顕在化や、産科、外科など特定の診療科の医師不足の深刻化など、医師の地域偏在や診療科偏在により、地域医療を支える中核的な病院の機能維持が課題となるとともに、診療所医師の高齢化により、在宅医療をはじめとした身近な医療の担い手が不足してきています。
- 看護職員については、県内の供給は増加しているものの、それを上回る需要があり、今後とも、不足が見込まれています。
- 県においては、引き続き、医療提供体制の確保に繋がる様々な取組みを行う必要がありますが、医療従事者不足は全国的な課題であり、国においても、医療従事者不足や偏在の解消に向けた抜本的な対策をとる必要があります。
- 平成27年に医療保険制度改革法が成立し、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険については、財政基盤を強化することや平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることが決定しました。
- 死亡原因の第一位となっているがん対策については、「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防、治療、患者支援を3つの柱とした総合的な対策を実施しています。

取 組 み の 方 向

- 病床機能報告制度の活用や地域医療構想の策定を通じて、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、関係者での議論を進めます。
- 地域包括ケアシステム、特に在宅医療を促進し、医療・介護の総合的な確保に取り組みます。
- 二次医療圏での医療機関の連携強化はもとより、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、圏域を越えた、必要に応じて県境を越えた広域の医療機関連携を一層推進し、適切な医療提供体制の確保に取り組みます。
- 「現役の医師の確保」、「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策により、医師の確保に取り組みます。
- 看護学生の県内就業促進、看護職員の勤務環境の改善・充実や再就業の支援などにより、看護職員の確保に取り組みます。
- 県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。
- 平成30年度からの新たな国民健康保険制度の円滑な実施に向けて、市町村等の関係

団体と連携して準備を進めます。

- がん医療水準の向上や緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組み等、がん対策を総合的に推進します。

県が実施する施策

- ① 医療機能の確保
- ② 県立病院における良質な医療提供
- ③ 医療従事者の養成・確保

政策Ⅱ—4 結婚・出産・子育て支援の充実

目 的

- 若い世代が島根で、“希望どおりに結婚し、子どもを生き育てることができるよう”環境を整備し、“誰もが子育てしやすいと実感できる島根”を目指します。

現 状 と 課 題

- 合計特殊出生率は、平成 17 年以降、増加傾向にあり、平成 26 年は、全国平均 1.42 より高い 1.66 で全国 3 位となっていますが、出生数は、緩やかな減少傾向にあり、依然、少子化が進んでいます。
- 少子化アンケートでは、理想的な子どもの数が平均 2.6 人であるのに対し、実際に予定する子どもの数は 2.0 人と少なく、また、75.2%が「子育てに不安や負担を感じる」と回答しています。
- 若い世代が理想とする子どもの数を持てるように、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援を行う体制の整備が必要です。
- 未婚・晩婚化は、少子化の大きな原因のひとつとなっていることから、結婚支援の強化を図る必要があります。
- 晩婚化等により不妊症の治療をしている夫婦は増えており、若い世代から妊娠に適した年齢等の妊娠や出産に関する医学的知識の普及を図る必要があります。
- 低出生体重児の出生割合は減少傾向にありますが、依然として全国平均より高率です。また、産後うつや育児不安などに対する支援が必要ですが、妊娠中からの妊産婦への支援の取組みは十分ではありません。
- 女性の有業率が高まり、夫婦共働きが増える中、仕事をしながら安心して子育てができるように、職場環境や子育てを支える環境を官民一体となり、進めていく必要があります。
- 虐待などの相談件数は依然高止まり傾向にあり、虐待を受けるなど保護等を要する子どもや家庭への相談・支援体制の充実が求められています。また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾向にあり、自立を支援することが課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 若い世代の結婚したいという希望をかなえるため、県、市町村、ボランティア、企業等が一体となり、啓発や出会いの場の提供、相談・マッチング等の幅広い取組みを進めます。
- 安心して、子どもを生き、育てることができるように、保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、出産や教育、保育等の環境の整備など、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談・支援体制を構築します。
- 企業による子育て支援や男性の育児参画を促進するために、官民一体となって取組みを進めます。

- 保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実するとともに、ひとり親家庭への自立支援を推進します。

県が実施する施策

- ① 結婚支援の充実
- ② 妊娠・出産支援の充実
- ③ 子育て支援の充実
- ④ 子育て福祉の充実

政策Ⅱ—5 生活基盤の維持・確保

目 的

- 買い物、金融、医療、介護等の日常生活を支える機能・サービスについて、地域の実情に応じて、集約化等も進めながら、維持・確保を図ります。
- 道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。
- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等を利活用し、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、日常生活を支える機能・サービスの確保が困難になる集落が増えています。
- 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動等を、個々の集落で維持することも難しくなっています。
- 中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。また、人口減少等により住居や医療・福祉・商業施設、公共交通等のさまざまな都市機能の維持が懸念されています。
- 通学、通院、買い物等を支えるとともに、高齢者の自動車運転の負担を軽減し、交通事故の減少にもつながる地域生活交通を確保する必要があります。特に、地理的条件が不利な離島においては、島の生活や産業活動を支える重要な基盤である離島航路の維持や利便性の向上が必要です。
- 快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。
- 建設後、相当の年数を経て老朽化が進む道路施設等が増加しています。今後も安全に利用するため、適切な措置を実施し施設の長寿命化を図る必要があります。
- 情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組みが遅れています。

取 組 み の 方 向

- 中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、生活を支える地域運営の仕組みづくりを住民主体で進めます。
- 農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組みを進めます。
- 都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
- 公共交通の採算性を確保することが容易でない地域においても、交通に関わる関係者が協力し、地域の実情に応じて、様々な交通手段を組み合わせながら、日常生活を支える地域生活交通の確保を図ります。
- 日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めるとと

もに、老朽化の進む既存施設の長寿命化を図ります。

- 医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野における I C T（情報通信技術）の利活用向上を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

県が実施する施策

- ① 道路網の整備と維持管理
- ② 地域生活交通の確保
- ③ 地域情報化の推進
- ④ 農山漁村の多面的機能の維持・発揮
- ⑤ 居住環境づくり
- ⑥ 地域運営の仕組みづくり

Ⅲ 心豊かなしまね

政策Ⅲ—1 教育の充実

目 的

- 学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもたちの学力を育成するとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
- 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
- 学力・体力の低下、いじめや不登校の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

取 組 み の 方 向

- 学力の育成、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
- 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組を推進します。
- 子どもの頃から地元への愛着を高め、地域を担う人材を育成していくため、ふるさと教育を推進します。
- 地域を担うひとつづくりの拠点である公民館や小学校等において行われる、地域課題の解決や市民意識の醸成に資する多様な学習活動や実践活動に取り組みます。
- 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組みが進むよう努めます。
- 読書活動や「しまねのふるまい」推進に取り組むことで、心の教育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、障がいの状況や発達段階に応じたきめ細かな教育を行います。
- 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
- 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

県が実施する施策

- ① 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- ② 発達段階に応じた教育の振興
- ③ 青少年の健全な育成の推進
- ④ 高等教育の充実

政策Ⅲ—2 多彩な県民活動の推進

目 的

- ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県では、平成 17 年に県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPO など多様な主体による地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、協働を推進しています。
- 県内の NPO 法人数は 275 団体（平成 27 年 9 月現在）にまで増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。
- 学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。
- 多くの県民がそれぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。全国大会等での本県選手の活躍は、夢や希望を与えてくれており、活躍する選手が増えることが期待されています。
- 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」を制定しました。文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすものであり、暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな社会を形成していく上で必要なものです。このため、県民が様々な文化芸術に親しみ、主体的に参加し、創造していくことが求められています。

取 組 み の 方 向

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づく「県民いきいき活動促進基本方針」に従い、県民・企業・NPO など多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』の一層の促進を図ります。
- ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。
- 県民が個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に多様な学習活動に取り組み、その成果が社会生活や地域課題の解決に生かされる環境づくりを進めます。
- 県民誰もがライフスタイルに応じたスポーツ活動ができる環境づくりを推進するとともに、全国レベルで活躍する選手を育成するため、競技力の底上げとレベルアップなど競技力向上を図ります。
- 島根の文化芸術が発展し、継承され、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

県が実施する施策

- ① 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
- ② スポーツの振興
- ③ 文化芸術の振興

政策Ⅲ—3 人権の尊重と相互理解の推進

目 的

- 県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 様々な人権問題において未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、人権が尊重される社会とはいえない状況です。
- 男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識はなくなっておらず、男女共同参画社会の実現には至っていません。また、職場や地域などにおいて女性が活躍できる環境が十分に整っているとは言えない状況です。
- 経済、環境、文化など多様な分野において、国際的な交流が深まりつつあるとともに、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 み の 方 向

- 人権尊重意識を高め、人権問題への理解を深めるため、人権教育や人権啓発に取り組み、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する学校・社会づくりを推進します。
- 男女共同参画に関する意識を高め、性別に関わりなく誰もが自分の個性や能力を発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方や希望に応じた働き方を選択することができる社会づくりを推進します。
- 多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、言葉や文化、生活習慣など様々な価値観の違いを認め、外国人住民と共に暮らしていく地域づくりを推進します。

県が実施する施策

- ① 人権施策の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 国際化と多文化共生の推進

政策Ⅲ—4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

- 豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
- 先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
- 県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、自然保護への理解を促進するとともに環境への負荷の少ない社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。
- ラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海の周辺では、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が浸透し、様々な取組みが広がってきています。
- 世界ジオパークのユネスコ正式事業化を受け、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度向上の取組みを推進し、隠岐地域の魅力づくりに向けた一層の活用を図り、平成29年度の再認定に向けた取組みを推進していくことが必要です。
- 美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
- 県内外の方々に島根の歴史・文化に対してさらに関心を持ってもらうために、調査研究を計画的に進め、広く情報発信を行っていく必要があります。
- 豊富な地域資源をより一層活用し、地域活性化の視点をもって再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。

取 組 みの 方 向

- 県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
- 自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
- ラムサール条約湿地である宍道湖・中海について、一層の保全と「賢明な利用」を推進します。
- 隠岐ユネスコ世界ジオパークを一層活用し、地元町村や関係団体と平成29年度の再認定に向けた取組みを推進するとともに、世界ジオパークを有する国内自治体等と連携して認知度向上に取り組みます。
- 地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
- 自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
- 島根の歴史・文化の調査研究を進め、その成果を活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携し、県内外へ積極的に情報発信を行います。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制などの取組みを推進します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携・協働して、地域資源を有効に活用し、地域活性化の好循環につなげるなど、地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するよう再生可能エネルギーの導入を進めます。

県が実施する施策

- ① 多様な自然の保全
- ② 自然とのふれあいの推進
- ③ 景観の保全と創造
- ④ 文化財の保存・継承と活用
- ⑤ 環境保全の推進
- ⑥ 再生可能エネルギーの利活用の推進